

投票環境の向上方策等に関する研究会

日時：平成29年2月23日（木）

14：00～

場所：総務省5階 選挙部会議室

次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 移動支援、移動投票所の取組みについて
 - (2) 報告骨子（案）
3. 閉会

投票環境の向上方策等に関する研究会（第2回）議事要旨

1 日時

平成 29 年 1 月 24 日（火）10:00~12:00

2 場所

総務省 11 階 1101 会議室

3 出席者

（委員）磯部座長、秋野委員、大橋委員、河村委員、小島委員、
後藤委員、品田委員、清水委員、早川委員、平野委員、
廣井委員、山崎委員、結城委員

（総務省）大泉選挙部長、森選挙課長、高橋管理課長

4 議事要旨

各議題の前に事務局より議題の概要を説明

（1）郵便等投票の対象の拡大について

- ・本研究会の本旨が投票環境の向上であることから、選挙人で身体に重度の障害がある者、つまり物理的に投票所に行くことが困難な者を対象とし、その身体の障害の程度が公的に証明されたものを要するという基本的な郵便等投票の考え方は維持することとしてはどうか。
- ・対象者を決めるに当たり、一般の方にとっても明確な指標は要介護度ではないか。
- ・要介護度に加えて何かしらの証明を求める場合、選挙人や関係機関の負担とならないようなものとする必要がある。
- ・投票所など訪れる機会が少なく、条件も必ずしも良くない場所に出向くことについては不安や困難を感じている要介護者もあり、郵便等投票の範囲を広げるべきという意見もある。
- ・郵便等投票が認められている身体障害者手帳を交付されている者との関係にも留意すべき。

（2）公正確保の取組について

- ・昭和 20 年代に不正が発生したときと比べると、現行制度では、不正防止対策について一定の改善がされていると言えるのではないか。
- ・郵便等投票の制度自体を知らない有権者も多く、本人や家族に対して罰則を含めた制度の周知啓発をしていくべき。
- ・施設やケアマネージャー等を通じた制度周知も大事ではないか。
- ・立会人のいない郵便等投票の代理記載については、限定的に認めてきており、代理記載の拡大と郵便等投票の拡大は別の議論としてよいのではないか。